



令和2年12月14日

議長 山田延孝様

議会改革検討委員会

委員長 吉野恭介



諮問事項に対する提言及び報告（第3次）

令和元年7月1日付けで諮問された事項のうち、委員会がこれまでに調査研究を行い結論が出た事項について、鳥取市議会議会改革検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、別紙のとおり提言及び報告します。

諮問事項 議会広聴のあり方について

本諮問事項は鳥取市議会基本条例の検証をかねて議論する予定であったが、現在、鳥取市議会基本条例検証会議において議会広聴に関する事項も含め条例の検証が進んでいる状況である。

これらの状況を鑑み、本委員会において議会広聴のあり方については、検証会議の議論に委ねるものとする。

諮問事項 交渉会派の人数要件の見直しについて

本諮問事項については、当初は、これまで通り4人以上とする意見、3人以上に見直すべきとの意見、会派の定義である2人以上と同一にすべきとする3つの意見が出されました。そこで議論を重ねた結果、4人以上とする意見、3人以上とする意見とに集約されましたが、最終的に結論の一致を見るに至りませんでした。

なお、具体的な意見は次の通りです。

【4人以上とする意見】

- ・人数要件の4人以上は、これまで本市議会において多くの議論が重ねられ決定されたもの。したがって、議員定数の変更や、常任委員会の設置数の見直しといった議会の構成の変更があれば別だが、これらの事項について、議論がなされている状況ではなく、現時点で見直しの必要はない。

【3人以上とする意見】

- ・地方自治法第112条第1項の規定により、議会に議員が議案を提案できる人数が議員定数の12分の1以上の者であることを考慮すると、人数要件は3人以上が適当である。